

## (2) 受入れ計画

入社後当面のスケジュールは、事前に連絡してあると思いますが、入社式や歓迎会等の際にもう一度詳しく説明してください。

また、受入れ・指導の担当者は選任済みですか。

新入職員は期待とともに不安感も持っています。誰もが指導者というのは理想ですが、新人が一日も早く自立できるよう育成していくためには、本当に信頼される先輩の存在が大きな役割を果たすと言えるでしょう。

誰に何を聞けばいいのか、自分の悩みを誰が聞いてくれるのかを明確にしておいてください。

## (3) 教育訓練

社会へスタートしたばかりの若者がどんなに張り切っても、新しい環境の下で、その心理状態はもちろん肉体的にも揺れ動いています。

教育訓練なしで、いきなり職場へ配置するのは避けてください。

新人教育はいわば慣らし運転ともいえるべきものであり、仕事のみでなく職業人・社会人としての集団生活のマナー等の指導も忘れずに行うとともに適度な息抜きを組み合わせ、例えばレク活動等の盛んな事業所であれば、それらについてもあわせて周知説明してください。

なお、仕事を教える場合には、自分の職務の目的・必要性等が正しく認識できるよう、本人の直接の担当部門（作業箇所）だけではなく、前後のつながりや一連の流れを通して教育されるようお願いします。

また、次の事柄は必ず周知を図ってください。

- ① 災害防止、衛生管理、就業規則、福利厚生、余暇活動、雇用条件等については詳しく教えてください。
- ② 職場規律、集団生活のマナーを忘れずに教えてください。
- ③ 職場における人間関係と協調性も十分に指導してください。
- ④ 自分の仕事の大切さを印象づけてください。

実社会の経験が全く無いに等しいことから、職業については漠然とした考えしか持っていないケースがほとんどであり、「自分の仕事は、大切なのだろうか?」「社会の役に立っているのだろうか?」等を意外に気にしているものです。

## (4) 適正配置

「本人の適性と能力に応じた職場配置」と言うことは簡単ですが、単に適性検査の結果のみに頼ることも、本人の希望のみに頼ることも適切ではありません。

新規学卒者の場合は、労働市場の状況（就職希望者数、求人数、採用職種等）から、一定水準以上の適性と意欲があれば、将来の期待を込めるとともに可能性を含めて紹介を行っています。

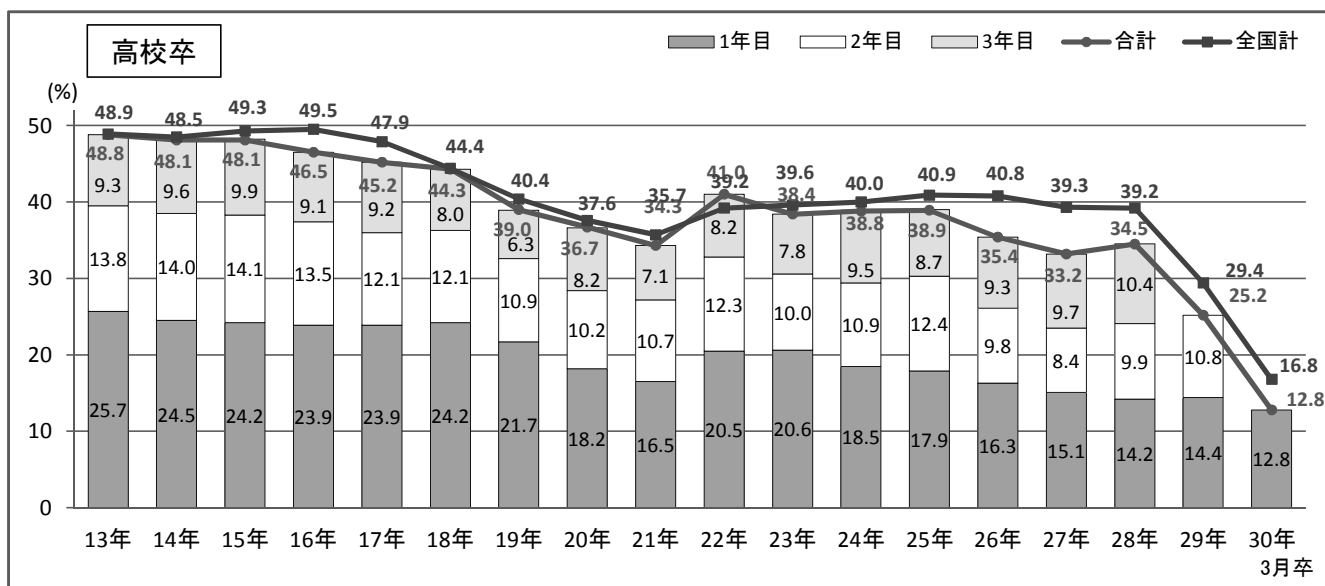
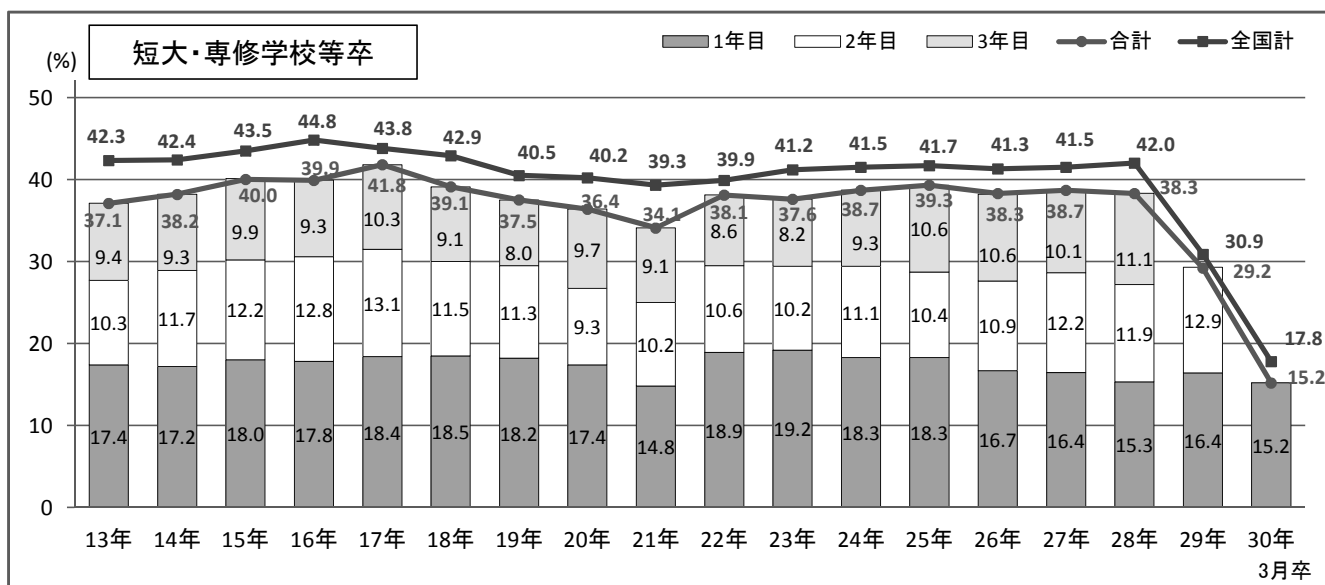
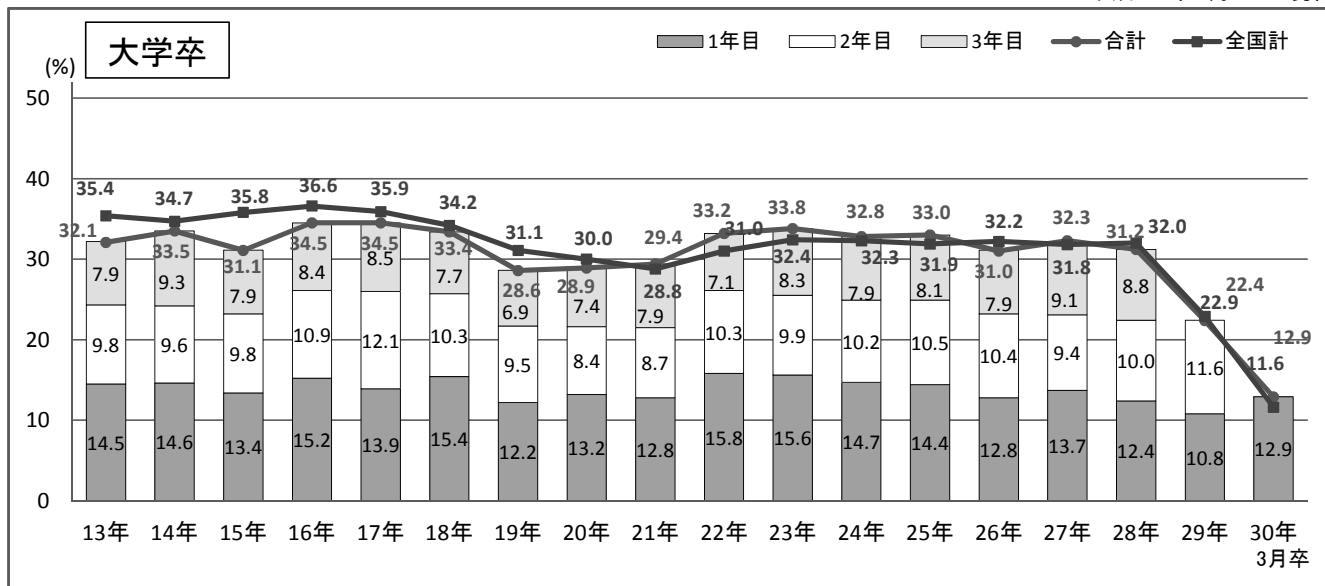
したがって、十分な成績を上げられるかどうかは、事業主の配慮ある配置によって決まると言ってもよいでしょう。

「仕事に対する興味プラス適性 → 覚えが早く、災害や事故も少ない → 楽しく働く → 定着率の向上」となるわけです。

事業主の一方的都合のみによることなく、本人の意向も汲んだ配置をお願いします。

# 新規学卒就職者の学歴別就職後3年以内離職率の推移(新潟県)

新潟労働局職業安定課  
平成31年3月31日現在

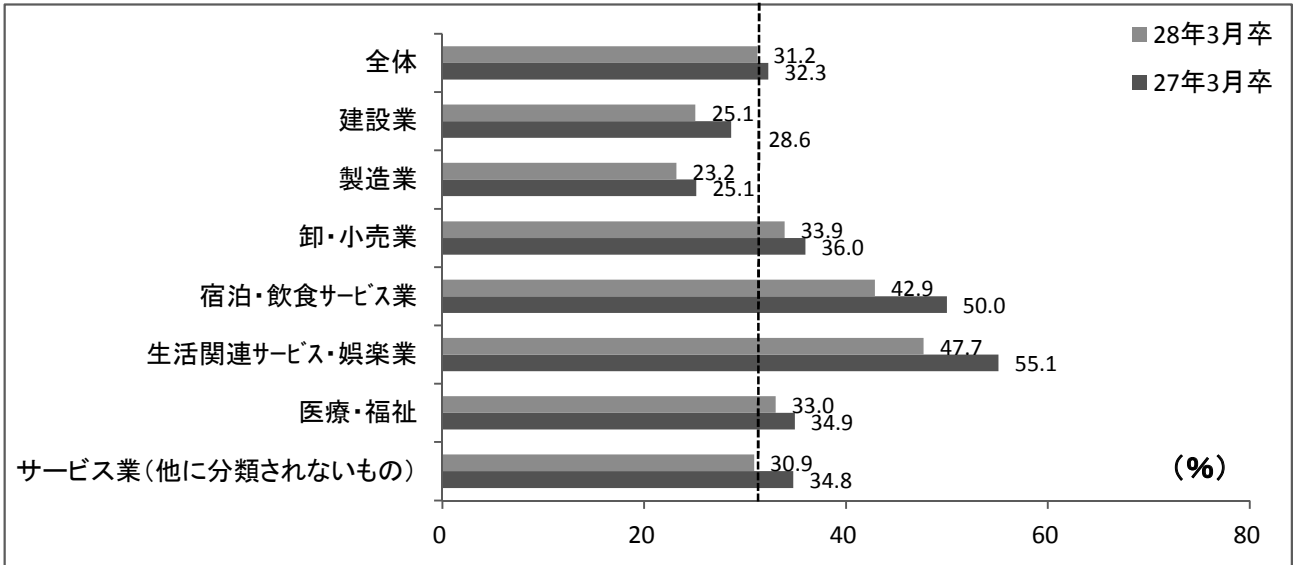


(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。  
3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

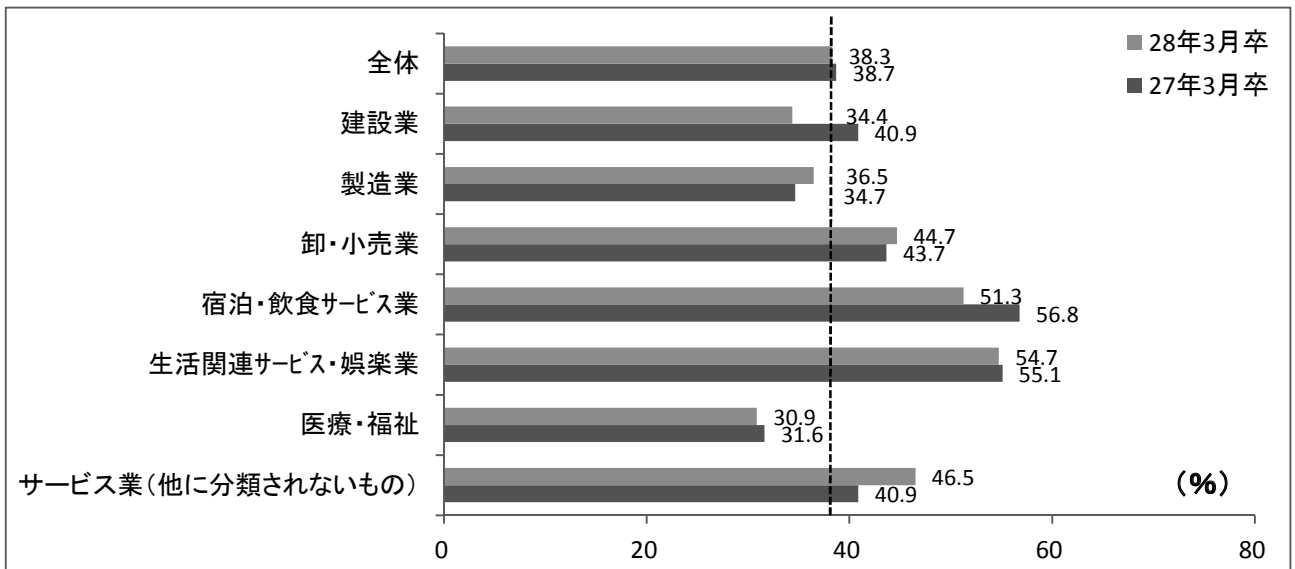
V  
入れ定着まで  
採用決定から受

平成28年3月卒業就職者の離職率(卒業後3年以内)の前年度比較(新潟県)  
(産業別)

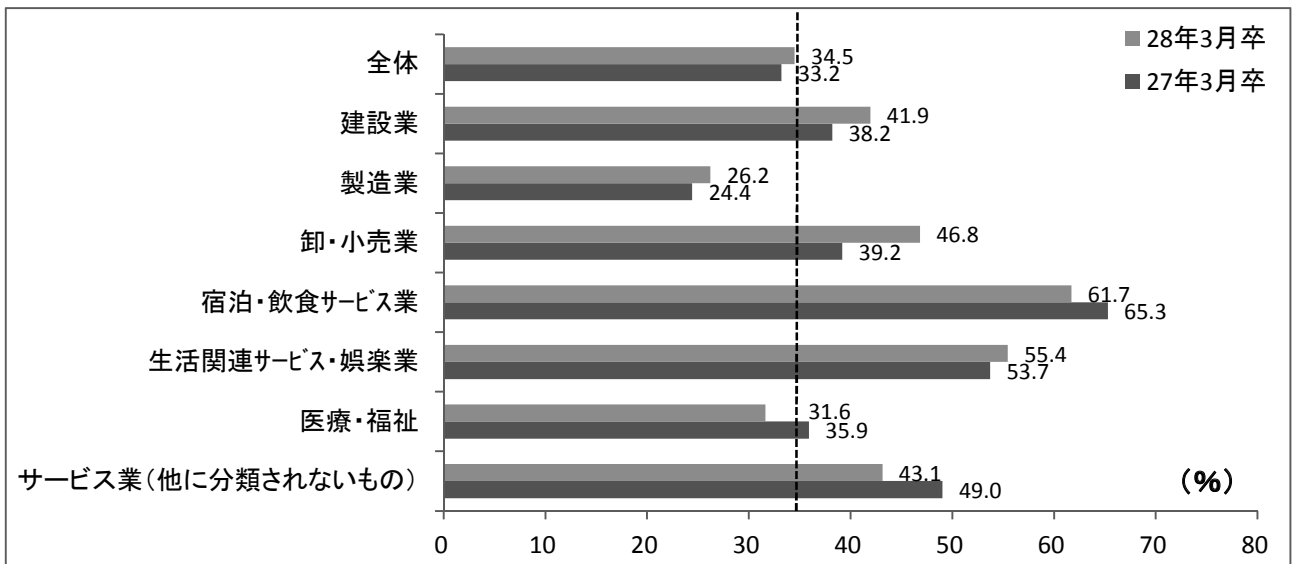
大学卒



短大・専修学校等卒



高校卒



V  
V  
採用決定から受  
入れ定着まで

## 参 考

### 【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。離職率は、離職した都道府県で計上されるため、必ずしも新潟県で採用された者の離職を意味するものではない。

具体例は次のとおり。

### 具体例

#### ○ 平成28年3月新規大学卒業者の3年目離職率の場合

[1]就職者：生年月日が平成6年4月1日以前で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規大学卒業就職者とみなす。

[2]離職者：[1]のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに離職した者（平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している（以下、[4][6]についても同様））。

※ 平成28年3月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

#### ○ 平成28年3月新規短大・専修学校等卒業者の3年目離職率の場合

[3]就職者：生年月日が平成6年4月2日から平成8年4月1日までの者で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規短大・専修学校等卒業就職者とみなす。

[4]離職者：[3]のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに離職した者。

※ 平成28年3月新規短大・専修学校等卒業者の離職率・・・[4]／[3]

#### ○ 平成28年3月新規高校卒業者の3年目離職率の場合

[5]就職者：生年月日が平成8年4月2日から平成9年4月1日までの者で、平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成28年3月新規高校卒業就職者とみなす。

[6]離職者：[5]のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに離職した者。

※ 平成28年3月新規高校卒業者の離職率・・・[6]／[5]

## 4 従業員定着のために

### 労働条件改善をお願いします

労働基準法は、最低限度守らなければならない労働条件・職場環境の基準であり、これをもってすべて良しとするものではありません。

従業員として採用した後の職場定着に向けて、より良い職場づくりをしてください。

職場づくりには、賃金や労働時間等の労働条件と実際に仕事をする職場環境の整備があります。

労働条件や職場環境の整備は、従業員の定着のみでなく、生産性の向上や無用な労働災害や事故を防止することにもつながります。

現在の労働条件や職場環境を再点検して、改善の余地があるものは、できるだけすみやかに改めてください。

作業台を低くしたり、職場内から段差を追放したというちょっとした工夫で、従業員の作業が容易になり能率が上がる、また、それにより高年齢者や障害者が従来は無理と思われていた職務に就けるようになったという事例は決して珍しいことではありません。

人材を人材として活かすため、積極的に雇用環境の改善を進めてください。

### (1) 賃金や昇進

賃金は、労働の対価ということはもちろんですが、それだけではなく、労働者本人に対する評価としての一面も持っています。

また、昇進や昇格はそれ以上に評価の性格を強く持っています。

したがって、従業員に理解、納得されている制度となっているかが重要であり、これらの労務人事管理は、従業員のモラルをいかにして高めるかということと密接な関係があることから、各企業におかれても十分にお考えのところとは思いますが、より改善が図られますようお願いいたします。

新卒者、中途採用者等の初任給に関してはハローワークでデータを提供できます。昇給や昇進についても各種の資料を御利用の上、十分御検討をお願いします。

### (2) 労働時間

労働時間については、豊かでゆとりある労働者生活の実現を目指し、週休二日制度の導入等を柱として、短縮を図る方針が出されています。

また、「一日の労働時間が短い」、「休日が多い」ことが、求職者の職業選択や従業員の職場に対する満足度に大きな影響を与えるとともに、多くの企業が従業員の採用にあたり有利に作用していると認識されていることも事実です。

労働時間の短縮が生産性の低下につながらないように、業務・作業方法の改善や省力化を進めることによりいかに仕事の効率を上げるか、御検討をお願いします。

なお、詳細については、新潟労働局監督課または最寄りの労働基準監督署（148～150頁参照）へお問い合わせください。

（法定労働時間）

労働基準法の定めにより、法定労働時間は1日8時間、1週で40時間です。なお規模10人未満の商業、映画演劇業、保健衛生業、接客娯楽業では1週44時間までの特例措置が認められています。

（変形労働時間制）

労使協定の締結又は就業規則の定めにより、①1年単位の変形労働時間制、②1カ月単位の変形労働時間制、③1週間単位の非定型的労働時間制、④フレックスタイム制の4種類の変形制が認められています。

### **(3) 年次有給休暇**

雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者には10日間の年次有給休暇を付与することになります。

（育児・介護休業期間と出勤率）

育児・介護休業法に規定する育児・介護休業を取得した期間は、年次有給休暇の発生要件である出勤率を計算する際には、出勤したものとみなされます。

（パートタイム労働者等）

1週間（1年間）の所定労働日数及び継続勤務期間に応じて、有給休暇を付与することとなります。

なお、詳細については、新潟労働局監督課または最寄りの労働基準監督署（148～150頁参照）へお問い合わせください。

### **(4) 職場環境**

#### ① 快適な職場環境の維持管理

従業員の作業効率、とりまく環境により大きく左右されます。

臭気や粉じん等の空気環境、温度・湿度や外気の温熱条件、照明や採光等の視環境、騒音等の音環境、作業空間や通路等の確保等さまざまな作業環境に配慮してください。

#### ② 作業方法の改善

作業の内容や姿勢等も、心身に大きな負担をかける場合がありますので、負担が軽減されるよう無理のない作業方法や環境を整えてください。

#### ③ 福利厚生の実施

快適な職場環境は生産性の向上にも役立つものであり、仕事の場であると同時に生活の場でもある職場において当然必要となる洗面所、休憩室、食事スペースの確保等については言うまでもないところです。

これらについては適切な維持管理が必要であり、日常的な取り組みにおいて従業員の意見が反映されるような仕組みが求められるところです。

## 5 新卒者・若年層の職場定着支援について

事業主の皆様にご協力をお願いします

ハローワークでは、求職者の就職及び事業主の皆様の人材採用に貢献するべく、様々な取り組みを行っておりますが、平成26年度より、特に新卒者・若年者に対して職場定着支援に取り組んでいくこととしています。

(背景)

景気の回復基調に伴い、一時期よりは若者の就職環境は改善してきておりますが、依然若者の失業率は高く、また、新規学卒者の3年以内離職率も高い傾向にあります。

このため、厚生労働省としては、政府の方針（日本再興戦略等）に基づき、学校在学中から就職までの一貫した支援を行うこととしており、その一環としてハローワークにおいては、フリーター等であった方を含め、就職した若者の職場定着等に向けた支援を行うこととしています。

### 事業主の皆様へのお願い

- ハローワークを利用して就職された方への、ハローワークからの連絡、声かけ等についてご了解ください。
  - ・事業所を訪問させていただいた際に、就職した方に声かけをさせていただくことがあります。
  - ・就職した方に、お電話・メール等で連絡を取らせていただくことがあります。
  - ・就職した方を対象にしたセミナーを案内させていただくことがあります。（可能な範囲内で、業務又は有給での出席をお認めください）
  - ・従業員の雇用管理に関して、ご相談やお願いをさせていただく場合もあります。
- 職場定着に関する好事例を教えてください。

こういうことをしたら職場への定着率が上がった、等といった好事例を探しています。

ハローワーク職員が訪問した際に、ご質問させていただくかも知れませんので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。
- ハローワークで従業員の定着に関する相談ができます。ご活用ください。

「せっかく若いのを採用したのに、すぐ辞めてしまう」といったような悩みがありましたら、ハローワークにご相談ください。何かお手伝い出来ることもあるかも知れません。

# VI 資 料 編

## 1 高等学校・中等教育学校・特別支援学校便覧

※設立区分 上段 高－高等学校、中－中等教育学校、特－特別支援学校  
下段 国－国立大学法人、県－県立、市－市立、私－私立

設立区分	学 校 名	課 程	学 科	所 在 地	T E L 番号 F A X 番号
■ ハローワーク新潟（新潟公共職業安定所）					
高・県	新 潟	全	普通・理数	〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町2-635	025 (266) 2131 025 (267) 7795
高・県	新 潟 北	全	普通	〒950-0804 新潟市東区本所847-1	025 (271) 1208 025 (270) 8301
高・県	新 潟 工 業	全	機械・電気・工業化学・土木・建築・建築設備	〒950-2024 新潟市西区小新西1-5-1	025 (266) 1101 025 (266) 1238
高・県	新 潟 江 南	全	普通	〒950-0948 新潟市中央区女池南3-6-1	025 (283) 0326 025 (283) 3998
高・県	新 潟 向 陽	全	普通	〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽4-3-1	025 (382) 3221 025 (381) 1831
高・県	新 潟 商 業	全	総合ビジネス・情報処理・国際教養	〒951-8131 新潟市中央区白山浦2-68-2	025 (266) 0285 025 (230) 4751
高・県	新 潟 中 央	全	普通・食物・音楽	〒951-8126 新潟市中央区学校町通2-5317-1	025 (223) 4064 025 (223) 4064
高・県	新 潟 西	全	普通	〒950-2156 新潟市西区内野関場4699	025 (262) 1561 025 (261) 3902
高・県	新 潟 東	全	普通	〒950-8639 新潟市東区小金町2-6-1	025 (271) 7409 025 (270) 2522
高・県	新 潟 南	全	普通	〒950-0994 新潟市中央区上所1-3-1	025 (247) 3331 025 (247) 3489
高・県	豊 栄	全	普通	〒950-3343 新潟市北区上土地亀大曲761	025 (387) 2761 025 (388) 5650



設立 区分	学 校 名	課 程	学 科	所 在 地	TEL番号 FAX番号
高・ 県	新 潟 翠 江	定 (単) 通	普通	〒950-1112 新潟市西区金巻1657	☎025(377)2175 ☎025(370)1721 025(377)0262
高・ 市	万 代	全	普通・英語理数	〒950-8666 新潟市中央区沼垂東6-8-1	025(241)0193 025(241)0197
高・ 市	明 鏡	定 (単)	普通(午前部・夜間部)	〒950-0075 新潟市中央区沼垂東6-11-1	025(246)3535 025(246)3660
高・ 私	敬 和 学 園	全	普通	〒950-3112 新潟市北区太夫浜325	025(259)2391 025(259)7281
高・ 私	東 京 学 館 新 潟	全	普通	〒950-1141 新潟市中央区鐘木185-1	025(283)8857 025(284)7898
高・ 私	新 潟 清 心 女 子	全	普通	〒950-2101 新潟市西区五十嵐一の町6370	025(269)2041 025(269)2042
高・ 私	新 潟 青 陵	全	普通	〒951-8121 新潟市中央区水道町1-5932	025(266)8131 025(265)3431
高・ 私	新 潟 第 一	全	普通	〒951-8141 新潟市中央区関新3-3-1	025(231)5643 025(267)2472
高・ 私	新 潟 明 訓	全	普通	〒950-0116 新潟市江南区北山1037	025(257)2131 025(257)2077
高・ 私	日 本 文 理	全	普通	〒950-2035 新潟市西区新通1072	025(260)1000 025(260)5112
高・ 私	北 越	全	普通	〒950-0916 新潟市中央区米山5-12-1	025(245)5681 025(247)5680
高・ 私	開 志 学 園	通	普通	〒950-0925 新潟市中央区弁天橋通1-4-1	025(287)3390 025(287)3363
中・ 市	高 志 中 等 教 育 学 校	全	普通	〒950-0926 新潟市中央区高志1-15-1	025(286)9811 025(286)9812
特・ 国	新 潟 大 学 教 育 学 部 附 属 特 別 支 援 学 校	全	普通	〒951-8535 新潟市中央区西大畑町5214	025(223)8383 025(223)8395
特・ 県	新 潟 盲 学 校	全	普通・保健医療・専攻科理 療	〒950-0922 新潟市中央区山二ツ3-8-1	025(286)3224 025(286)3298
特・ 県	東 新 潟 特 別 支 援 学 校	全	普通	〒950-8677 新潟市東区海老ヶ瀬994	025(274)3261 025(270)8329

設立 区分	学 校 名	課 程	学 科	所 在 地	TEL番号 FAX番号
特・ 県	新 潟 聾 学 校	全	普通	〒950-0028 新潟市東区小金台1-1	025 (273) 5898 025 (271) 3106
特・ 県	は ま ぐ み 特 別 支 援 学 校	全	普通	〒951-8121 新潟市中央区水道町1-5932	025 (266) 7265 025 (233) 4359
特・ 県	江 南 高 等 特 別 支 援 学 校	全	普通	〒950-0116 新潟市江南区北山字堀西1510	025 (381) 0077 025 (381) 0600
特・ 県	江 南 高 等 特 別 支 援 学 校 川 岸 分 校	全	普通	〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-4	025 (230) 5544 025 (230) 5600
■ ハローワーク長岡（長岡公共職業安定所）					
高・ 県	栃 尾	全	総合	〒940-0293 長岡市金沢1-2-1	0258 (52) 5550 0258 (52) 1989
高・ 県	長 岡	全	普通・理数	〒940-0041 長岡市学校町3-14-1	0258 (32) 0072 0258 (33) 0650
高・ 県	長 岡 大 手	全	普通・家政	〒940-0857 長岡市沖田2丁目357番地	0258 (32) 0096 0258 (39) 5534
高・ 県	長 岡 工 業	全	機械工学・電気電子工学・ 物質工学・産業デザイン	〒940-0084 長岡市幸町2-7-70	0258 (35) 1976 0258 (39) 2054
高・ 県	長 岡 向 陵	全	普通	〒940-2184 長岡市喜多町字川原1030-1	0258 (29) 1300 0258 (29) 3881
高・ 県	長 岡 商 業	全	総合ビジネス・情報ビジネス	〒940-0817 長岡市西片貝町字大木1726	0258 (35) 1502 0258 (39) 1736
高・ 県	長 岡 農 業	全	生産技術・食品科学・生活 環境	〒940-1198 長岡市曲新町3-13-1	0258 (37) 8101 0258 (39) 5535
高・ 県	正 徳 館	全	普通	〒940-2401 長岡市与板町東与板173	0258 (72) 3121 0258 (72) 3460
高・ 県	小 千 谷	全	普通	〒947-0005 小千谷市旭町7-1	0258 (83) 2262 0258 (82) 0646
高・ 県	小 千 谷 西	全	総合	〒947-0028 小千谷市城内3-3-11	0258 (82) 4335 0258 (82) 0700
高・ 県	長 岡 明 徳	定 (単)	普通	〒940-0093 長岡市水道町3-5-1	0258 (33) 5821 0258 (39) 4795